平成２２年（フ）第６４７号
京都市山科区小山一石畑50番地の14
債務者　前田　和恵
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６０号
京都府八幡市男山八望１番地　Ｃ１―205
債務者　松岡　亜希（旧姓桝井）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
京都市上京区今出川通大宮西入元北小路町155番地　大晋メゾネ西陣今出川201号
債務者　原田　宏江
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１４号
京都市南区西九条島町29番地　新栄荘104号室
債務者　相嶋　政幸
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
奈良市桂木町３番103号
債務者　上田　義博
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２号
奈良市西登美ヶ丘２丁目Ｆ８番302号
債務者　徳山　将史
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
奈良県生駒市高山町10208番地８
債務者　成瀬奈都子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２２号
奈良県生駒市南田原町1057番地
債務者　奥田美智子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６１号
広島県尾道市吉浦町８番10号
債務者　田口　悦朗
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
愛媛県東温市上林甲1416番地
債務者　菅野　和博
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
愛媛県東温市上林甲1416番地
債務者　菅野　節子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４号
愛媛県松山市森松町1093番地６　フレグランス若王Ｂ201号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８５号
愛媛県松山市萱町１丁目５番地４　ピュアジュネスＭ・Ｊ・Ｋ202号
債務者　金田　秀夫
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
愛媛県松山市正円寺３丁目６番34号
債務者　林　　武人
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
愛媛県松山市正円寺３丁目６番34号
債務者　林　　美代
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２０８号
高知県南国市篠原1745番地５
債務者　安井　　創
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０９号
高知県南国市篠原1745番地５　中田アパート
債務者　安井　敏章
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２０号
高知市大谷公園町13番８号
債務者　北岡　圭介
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係